

ぐるりと高崎アリーナシャトルバス

4月1日から運行時刻と本数、乗降場所を変更します

問/地域交通課 ☎027-321-1231 (バスの運行については下表へ)



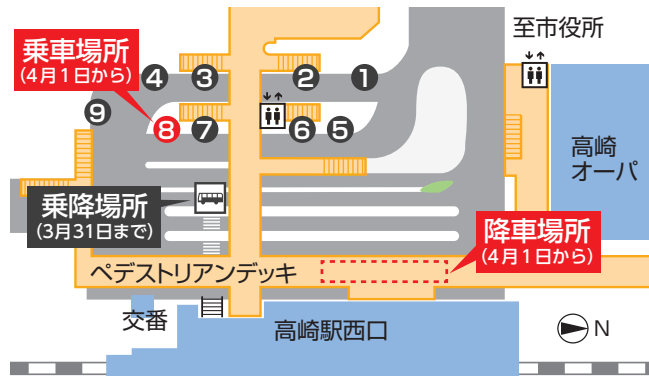
4月1日(火)から、市内循環バス「ぐるりん」と高崎アリーナシャトルバスの運行時刻と本数、高崎アリーナシャトルバスの乗降場所がそれぞれ変わります。運行の改正について詳しくは、市ホームページで確認してください。各バス停留所には、順次掲載します。

改正対象の路線	問い合わせ先
都心循環線・少林山線・高経大線・岩鼻線・榛名線・倉渕線・白川線・生原線・松原線・柏木沢線	(株)群馬バス ☎027-371-8588
大八木線・こうづけ国分寺線・かみつけの里線	関越交通(株) ☎027-210-5566
京ヶ島線・群馬の森線	群馬中央バス(株) ☎027-267-1331
都心循環線・倉賀野線・観音山線・高崎アリーナシャトルバス	(株)上信観光バス ☎027-388-9250
新町線	上信ハイヤー(株) ☎027-322-1212

シャトルバスの乗降場所の変更

高崎アリーナシャトルバスの円滑な運行やロータリー内の渋滞緩和のため、乗車場所を高崎駅西口8番バス乗り場に、降車場所をバス降り場に変更します。詳しくは下図を確認してください。

■高崎アリーナシャトルバスの乗降案内図



手続きの際はマイナンバーの記載が必要です

国保の加入・脱退・変更は必ず届け出を

問/保険年金課 ☎027-321-1235



退職・就職、転入・転出などによる国民健康保険(国保)の加入や脱退には届け出が必要です。異動があった翌日から14日以内に、窓口で手続きをしてください。**退職者は離脱証明書を**

社会保険などの加入者が退職したり、社会保険の扶養家族でなくなったりしたなどの理由で国保へ加入する場合は、社会保険離脱証明書の交付を会社などで受けてください。任意継続保険が切れて国保に加入する時も証明書が必要です。社会保険の保険証に資格喪失予定日が記載されていれば、証明書の代わりになります。**修学のために他の市町村に住む学生が卒業した時**

特例により修学用国民健康保険証を交付されている人は、卒業後に必ず届け出をしてください。

当初の卒業予定年月日を超えて在学する場合は再申請が必要です。卒業後に同保険証を使った場合、医療費を返還していただく場合があります。

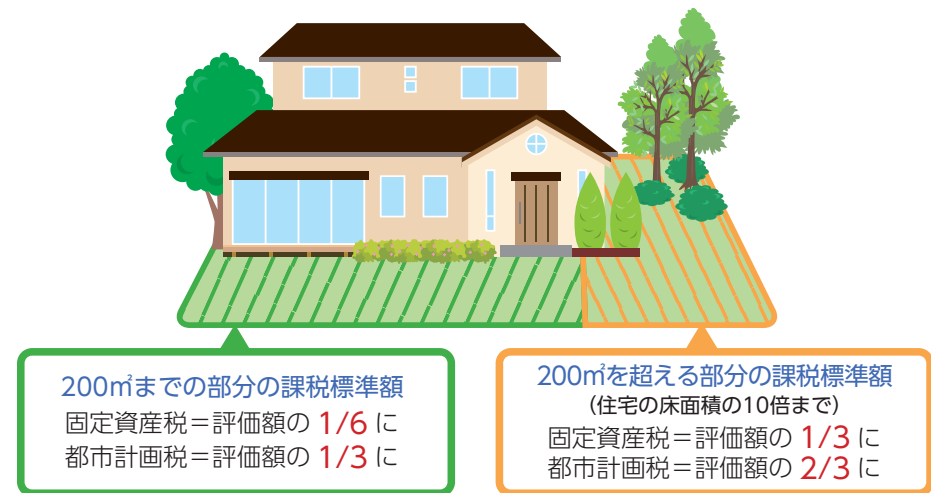
窓口

- ▶ 転入・転出＝市役所1階市民課、各支所市民福祉課、各市民サービスセンター
- ▶ 退職・就職・卒業＝市役所1階保険年金課、各支所市民福祉課

	届け出が必要な時	必要な物	マイナンバーと本人確認のできる物
加入	転入	転出証明書	
	退職または扶養でなくなった	社会保険離脱証明書(会社などで発行)	
	出産	母子健康手帳	
脱退	転出、死亡	国民健康保険証など	
	就職または扶養になった	国民健康保険証、職場の健康保険証など	
	市外に住所のある学生が卒業などで学生でなくなった	修学用国民健康保険証	
その他	住所、世帯主、氏名などの変更	国民健康保険証など	
	修学で本市を出る時	国民健康保険証など、在学証明書(学生証の写しでも可)	
	保険証の紛失	本人確認のできる物	

※令和6年12月2日以降、保険証は発行されなくなりました。保険証を持っていない人は、資格確認書または資格情報のお知らせを持てきてください
※同じ世帯の人以外(代理人)が行う場合は委任状が必要
※当日交付には運転免許証など写真付きの物が必要(代理人の場合は郵送交付)

住宅が建っている土地は税額を減額



併用住宅(一部が店舗などに利用されている住宅)は、減額の対象となる住宅用地の面積が異なる場合があります

固定資産税と都市計画税は、土地や家屋などの固定資産を評価し、その価格を基に算出されています。納税通知書が届いたら記載内容を確認し、納期限内に納めてください。前年度に比べて税額が大幅に変わっている場合は、次の内容を確認してください。**住宅用地の特例と新築住宅の減額**
土地に対する減額
住宅が建っている土地(住宅用地)には住宅用地の特例が適用され、税額が減額されています(上図)。住宅の取り壊しや、用途を変更すると、住宅用地の特例が適用されなくなる場合があります。家屋の取り壊しや用途を変更した場合は、資産税課土地

令和7年度固定資産税の納期限

- 第1期＝4月30日(水)
- 第2期＝7月31日(木)
- 第3期＝9月30日(火)
- 第4期＝12月25日(木)

納期限内に納めてください

家屋担当か各支所税務課に届け出てください。**新築住宅に対する減額と期間**
居住部分の床面積などで一定の要件を満たす新築住宅は次の期間、固定資産税が2分の1に軽減されます。
● 一般住宅＝3年間(長期優良住宅は5年間) ● 3階建て以上の中高層耐火住宅＝5年間(長期優良住宅は7年間)
減額期間が終了すると、固定資産税は本来の税額に戻ります。**都市計画税**
都市計画税は、1月1日に市街化区域(吉井地域は条例に定める区域)に土地や家屋を所有している人に課税される税金です。
都市計画税(税率0.25%)と固定資産税(税率1.4%)は、納税通知書と一緒に記載されています。

縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧

時間は午前8時30分～午後5時15分(土・日曜、祝日を除く)で、会場は市役所2階資産税課と各支所税務課です。持ってくる物は、マイナンバーカードや運転免許証など本人確認のできる物、委任を受けた人は委任状、賃借人は契約書(課税台帳の閲覧のみ)です。

問い合わせは、資産税課管理償却資産担当(☎027-321-1222)へ。

縦覧帳簿の縦覧

- 期間＝4月1日(火)～30日(水)
- 内容＝市内の土地や家屋の評価額を記載した縦覧



帳簿の縦覧(所有者の住所や氏名などは記載されていません) ● 対象＝納税者が納税者の委任を受けた人
課税台帳の閲覧
● 期間＝4月1日～来年3月31日(火) ● 内容＝固定資産の価格や税額などを記載した課税台帳の閲覧 ● 対象＝固定資産の所有者が同一世帯の親族、納税管理人、賃借人などと、これらの人から委任を受けた人 ● 手数料＝4月1日～30日は無料、それ以降は1件300円(5枚ごと)。賃借人などは期間に関係なく有料



振替口座の変更などは届け出てください
市税などの納付は納め忘れのない口座振替で
問/納税課 ☎027-321-1216



4月から、令和7年度の市税などの納税通知書を順次発送します。納付は、振込手数料が無料で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

申し込みは、通帳と通帳の届出印、納税通知書（固定資産税のみ。令和7年度の納税通知書が届く前に申し込む時は令和6年度の物）を持って、市内の金融機関かゆうちょ銀行にある口座振替依頼書に記入して提出してください。申し込みを行った月の翌月末以降の納期分から口座振替を開始します。振替日など詳しくは、市ホームページで確認できます。

口座振替ができる税（料）

固定資産税、市県民税、国民健康保険税、軽自動車

税（種別割）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、保育料。給与や年金から天引きされている市県民税と介護保険料は、口座振替に切り替えることはできません。

廃止や変更は届け出を忘れずに

口座振替は廃止の申請がない限り継続されます。口座を解約したり、振替をやめたりする場合は、市役所2階35番窓口納税課か各支所税務課に申請してください。

婚姻や離婚、固定資産税の所有者変更があった時は、振替口座の変更が必要になる場合があります。振替口座の登録状況を確認し、金融機関の窓口で手続きをしてください。

オンライン申請がより便利に
パスポートの申請手数料や受け取りまでの期間などが変わります
問/市パスポートセンター ☎027-323-1555



3月24日(月)から、パスポートの手続きが一部変わります。

- 申請手数料が変更されます（右表参照）
- マイナンバーカードを使ったマイナポータルからのオンライン申請について、更新だけでなく新規申請も可能に。さらにオンライン申請では、戸籍謄本の提出が不要となります
- パスポートを国立印刷局で集中的に作成するため、申請から受け取りまでに2週間ほどかかります。海外渡航を予定している人は、早めに申請してください

申請手数料

種別	申請方法	改正前	改正後
10年有効旅券	窓口	1万6,000円	1万6,300円
	オンライン		1万5,900円
5年有効旅券 (12歳以上)	窓口	1万1,000円	1万1,300円
	オンライン		1万900円
5年有効旅券 (12歳未満)	窓口	6,000円	6,300円
	オンライン		5,900円

八幡霊園への無料バス
問/同園 ☎027-343-3000

彼岸の3月20日(祝)に、同園と高崎駅間の臨時無料バスを右表のとおり運行しますので、利用してください。



バス停	高崎駅西口 群馬バス 4番のりば	連雀町	本町3丁目	台町	下豊岡町 (安中路線)	上豊岡町 (安中路線)	八幡霊園
行き	9:00	9:03	9:06	9:10	9:13	9:15	9:30
	10:00	10:03	10:06	10:10	10:13	10:15	10:30
	11:30	11:33	11:36	11:40	11:43	11:45	12:00
	13:30	13:33	13:36	13:40	13:43	13:45	14:00
	14:30	14:33	14:36	14:40	14:43	14:45	15:00

バス停	八幡霊園	上豊岡町 (安中路線)	下豊岡町 (安中路線)	台町	本町3丁目	連雀町	高崎駅西口
帰	10:30	10:45	10:47	10:50	10:54	10:57	11:00
	11:30	11:45	11:47	11:50	11:54	11:57	12:00
	13:00	13:15	13:17	13:20	13:24	13:27	13:30
	15:00	15:15	15:17	15:20	15:24	15:27	15:30
	15:45	16:00	16:02	16:05	16:09	16:12	16:15

転入・転出などの手続きができます
3月23日・30日・4月6日に日曜日窓口を開設
問/市民課 ☎027-321-1232 か各支所市民福祉課



3月23日・30日・4月6日の日曜に、下表のとおり窓口を開設します。開設する窓口は、本庁の市民課と保険年金課、各支所の市民福祉課です。群馬支所は税務課の窓口も開設します。業務時間は各日とも午前8時30分～午後5時15分です。

市役所本庁	各支所	取り扱い業務
市民課 (1階4～7番窓口)	市民福祉課	●転入・転出・転居届、印鑑登録の受け付け、外国人事務 ●住民票の写し・戸籍謄抄本の発行 ※広域交付は除く ●印鑑登録証明書の発行 ●戸籍に関する届の預かり ●マイナンバーカードに関すること
保険年金課 (1階8～10と15番窓口)		●国民健康保険・福祉医療・後期高齢者医療・国民年金の届け出、申請の受け付け ●国民健康保険税に関すること

届け出の内容により、他の市町村などに確認が必要となる場合は、受け付けできないことがあります
駐車場の混雑緩和のため、公共交通機関を利用してください

3月31日までに申請してください
児童手当についてのお知らせ
問/こども家庭課 ☎027-321-1247 か各支所市民福祉課



いずれも、申請期限は3月31日(月)です。
制度改正に伴い、申請が必要な場合があります

児童手当制度の一部改正により、令和6年10月支給分から対象者や支給額などが拡充されました。まだ申請していない人は、期限までに手続きしてください。

対象 次のいずれかに当てはまる人①高校生年代の子どものみ養育している②所得の上限限度額超過などにより児童手当を受給していない③児童手当を受給し、大学生年代の子（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）を含め、3人以上の子を養育している

第3子以降の子が加算に該当する人は申請が必要です

同手当を受給している一部の人は、申請が必要です。対象と思われる人には、2月下旬に申請案内を送付しました。まだ届いていない人は、問い合わせてください。
対象 次のいずれかに当てはまる人①高校生年代が終わる子（平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ）を養育していて、大学生年代の子を含め3人以上養育している②令和7年3月に短大や専門学校などを卒業見込みの大学生年代の子を養育していて、大学生年代の子を含めて3人以上養育している

高崎アリーナで開催
フューチャースターズ
FUTURE STARS 2025
問/同イベント特設サイトにある「CONTACT」ページへ



全国から230人以上の選手が集まる、女子体操イベントです。メインとなる競技会の他、オリンピック選手による講演会や地元グルメを味わえる飲食コーナーなど、一日楽しめるイベントが盛りだくさん。学習エリアでは、栄養学やメンタルトレーニングを学んだり、体操を体験したりできます。
会場 3月27日(木)～30日(日)、午前10時～午後8時 **入場料** 無料

第13回榛名山ヒルクライム in高崎
大会の小学生スターターを募集
問/榛名支所地域振興課 ☎027-374-6715



5月11日(日)に開催する同大会で、スタートの号砲を鳴らす小学生を募集します。スターターを務めた人には記念品を贈呈します。

時間 午前7時から(グループごとに順次スタート) **会場** 大森神社前(下室田町) **対象** 市内在住か在学の令和7年度小学3～6年生 **定員** 10人程度(抽選) **申込** 4月4日(金)までに、メールで同大会実行委員会事務局(☐haruna-spe@city.takasaki.gunma.jp)へ。住所・保護者と子どもの氏名・電話番号・子どもの生年月日と学校名を記入

